

議案第51号

守口市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

守口市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を、次のように制定する。

令和6年6月14日提出

守口市長　瀬　野　憲　一

記

守口市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

守口市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例（令和5年守口市条例第46号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 前	改 正 後
<p>第1条及び第2条 略</p> <p>(包括的支援事業の実施に関する基準)</p> <p>第3条 1の地域包括支援センターが担当する区域における 第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ご とに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数 は、原則として次のとおりとする。</p> <p>(1)から(3)まで 略</p>	<p>第1条及び第2条 略</p> <p>(包括的支援事業の実施に関する基準)</p> <p>第3条 1の地域包括支援センターが担当する区域における 第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ご とに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数 <u>(守口市地域包括支援センター運営協議会が第1号被保険 者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して 必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括 支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援セ ンターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除するこ とにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤 の職員の員数に換算する方法をいう。)によることができる。 次項において同じ。)</u>は、原則として次のとおりとする。</p> <p>(1)から(3)まで 略</p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、守口市地域包括支援センター 運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資す</u></p>

2 前項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に1の地域包括支援センターを設置することが必要であると守口市地域包括支援センター運営協議会において認められた場合には、当該地域包括支援センターの人員配置基準は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。

略

以下 略

附 則
この条例は、公布の日から施行する。

ると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を1の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の1の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の1の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、前項各号に掲げる者のうちから2人とする。

3 第1項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に1の地域包括支援センターを設置することが必要であると守口市地域包括支援センター運営協議会において認められた場合には、当該地域包括支援センターの人員配置基準は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。

略

以下 略